

消費税の軽減税率制度が実施されます

～ 準備はお済でしょうか？ ～

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日(消費税率の引上げと同時)
消費税率等	標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%) 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%) (注)地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等の記載と保存	- 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。 - 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります。(区分記載請求書等保存方式)。 (注) 1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります(適格請求書等保存方式)。
税額の計算	- 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 - 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。

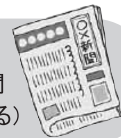
消費税軽減税率制度の対象品目

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
(定期購読されるものに限る)



① 飲食に用いられる設備
(椅子・テーブルなど)の
ある場所において、
② 飲食料品を飲食させる
サービス



持ち帰りのための容器に入れ、
または包装を施して行う飲食料品

- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当(※)

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。



外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

飲食料品

(食品表示法に規定する食品)



酒類



一体商品



1万円(税抜)以下の少額のもので、価格のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で
提供される
飲食料品



医薬品
医薬部外品等

